

利 用 契 約 書

表題部記載の契約当事者である「甲（入居者）」と「乙（事業者）」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という）を締結する。この証として、当事者は本契約書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保持する。

表 題 部

（1）本契約の対象事業所

事業所名称	名称：小規模多機能型居宅介護事業所 なごみ 住所：〒010-1423 秋田県秋田市仁井田字西潟敷127-2
-------	--

（2）契約の開始年月日（※ 利用料金の起算日は”利用開始日”です）

契 約 締 結 日	年 月 日
利 用 開 始 日	年 月 日

（3）契約当事者の表示

甲 (入 居 者)	<p>(フリガナ) <u>氏名：</u> 印 (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)</p>
乙 (事 業 者)	<p>所在地：秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢199-70 名 称： 有限会社 湯の里 職氏名： 取締役 厳 栄玉 印</p>

（4）上記（3）「契約当事者」以外の関係者の表示

身元引受人 (必須)	<p>氏 名： 印 (男・女) 続柄： 住 所：〒 携帯番号：</p>
□ 緊急時連絡先	
第三者情報①	<p>氏 名： 印 (男・女) 続柄： 住 所：〒 携帯番号：</p>
□ 緊急時連絡先	
料金をお支払い される方 ・ いずれかに○	<p>支払者 : 身元引受人 ・ 他 () 支払方法： 持参 ・ 郵振 ・ 権利擁護利用 ・ 振込 ※振込時： 住 所：〒 携帯番号： ※支払者が身元引受人の場合、住所携帯番号は記入不要です。 ※手数料は入居者負担です。予めご了承ください。</p>

権 利 部

(目的)

第1条 乙は、本契約及び別紙「重要事項説明書」並びに介護保険関係法令に従い、甲に対し、家庭的な環境の共同生活において、日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供する。

2 乙は、甲の要介護状態区分や被保険者証に記載された認定審査会意見に従い、介護サービスを提供する。

3 甲は、乙から介護サービスの提供を受けたときは、乙に対し利用料の自己負担分を支払う。

(契約期間)

第2条 本契約は、表題部の利用開始日から始まり、契約の終了は第16条の規定とする。利用料は、利用開始日を起算日とする。

(共同生活介護の概要)

第3条 乙は、介護保険法令に基づき、市町村長から指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を受けており、介護の概要及び職員体制は、重要事項説明書により甲に示す。

2 本契約は、表題部（4）に規定する事業所への入居に係るものとする。

(介護サービス計画の作成)

第4条 乙は、甲の心身の状況や希望及び置かれて来た環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標を定め、その目標を達成するため具体的なサービス内容等を記載した居宅介護サービス計画又は小規模多機能型居宅介護サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）を速やかに作成する。また、乙は介護サービス計画作成にあたっては、甲の多様な活動の確保に努めるものとする。

2 乙は、介護サービス計画作成後においても、実施状況を把握し、必要に応じて介護サービス計画を変更する。

3 甲は乙に対し、介護サービス計画の内容変更を申し出ることができるものとし、甲の希望に沿うように介護サービス計画を変更する。但し、介護サービス計画の変更が甲の不利益になる場合や、明らかに変更の必要性を感じられないと判断される場合、乙は介護サービス計画を変更しないことができる。

4 乙は、介護サービス計画を作成した場合や変更した場合は、甲とその家族に対し、計画の内容を説明する。

(介護サービスの提供)

第5条 乙は、介護サービス計画に基づき、甲に対し介護サービスを懇切丁寧に提供するとともに、サービス提供方法について、甲及び家族に説明し同意を得る。

2 乙は、介護保険給付サービスとして、次に掲げるサービスを提供する。但し、これらのサービスは内容ごとに区分せず全体を包括して提供することとする。また、甲は、家事等について乙と共同で行うように努めるものとする。但し、乙は甲に対し、家事等を強要しない。

- ① 入浴、排泄、食事、更衣等の介護
- ② その他日常生活上の世話、社会生活上の便宜の供与
- ③ 専門的な知識や経験の要しない日常生活内での機能回復訓練
- ④ 受診、その他療養上の世話

⑤ 相談、援助

3 乙は、介護保険給付外のサービスについては、別紙「重要事項説明書」に基づくものとする。

(介護サービス計画作成前のサービス提供)

第6条 乙は甲に対し、利用開始日以降、介護サービス計画が作成される前でも、適切なサービスを提供できる。

(身体拘束適正化)

第7条 乙は、甲又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限しないものとする。

(居室の利用)

第8条 甲は単独で居室を利用する。但し、乙は甲の処遇上必要と認められる場合及び災害等やむを得ない場合に限り、甲及び家族と乙の協議により2名を限度として利用することができる。

(医療機関との連携)

第9条 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、甲による利用状況等を把握するよう努める。

2 乙は、甲の疾病や負傷等に備え、適時に診断及び治療その他必要な措置が受けられるよう、医療機関を定める。

3 乙は、サービス提供体制の確保及び夜間等における救急時の対応のため、別紙「重要事項説明書」に記載の施設と連携支援体制をとる。

(利用料)

第10条 サービスを提供した場合の利用料は、次に掲げる厚生労働大臣が定めた基準額を負担額とし、甲が市町村より支給を受ける介護給付サービス費を乙が代わって支払いを受ける場合（以下「法定代理受領サービス」という）には、甲は負担割合に応じた額を負担する。

2 利用料については、別紙「重要事項説明書別添1 料金の詳細」に定めた額とする。

(利用料の支払)

第11条 乙が介護サービス計画に基づき、甲に提供した介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスについて、甲は乙に利用料を支払うものとする。

2 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービス費について、法定代理受領サービスにより、甲に代わって市町村から支払いを受けるものとする。

3 乙は甲に対し、当月分の利用料等の請求書を、原則翌月5日までに送付するものとし、請求書は甲が利用したサービスごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付サービスと介護保険給付外サービスの区分を記載したものとする。

4 甲は乙に対し、請求のあった当月分の利用料等について、乙の指定する方法により支払いする。

5 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、介護保険給付サービスと介護保険給付外サービスを区別し、

内訳を記載した領収書を発行する。

(保険給付請求のための証明書発行)

第12条 乙は甲から保険給付請求等に用いる証明書の発行を求められた場合は、介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載した証明書を発行する。

(介護サービスの記録)

第13条 乙は甲に対する介護サービス提供記録及び関係書類を作成し、提供完了日から2年間保存する。

2 甲又は甲の家族が前項の記録及び関係書類の閲覧又は写しを求めることができる。但し、写しに要する費用については、乙は甲又は甲の家族に請求できる。

(家族との連携と交流)

第14条 乙は甲の家族と連携を図るとともに、甲の家族との交流の機会を確保すよう努める。

(金銭等の管理)

第15条 乙は、甲の日常生活に必要な金銭の保管管理について、甲と別途契約した場合を除き、現金や預貯金及びその他の財産の保管管理は、行わないものとする。

(契約の終了)

第16条 次の各号の一に該当する場合は、契約を終了する。

- 一 別紙「重要事項説明書13(3) 契約の自動終了」に該当したとき
- 二 甲が第17条の規定により、契約を解除したとき。
- 三 乙が第18条の規定により、契約を解除したとき。

(甲の契約解除)

第17条 甲は乙に対し、2週間前に予告することにより、本契約を解除することができる。

(乙の契約解除)

第18条 甲は「重要事項説明書13.契約の終了(2)事業所からの解除(3)契約の自動終了」に規定する内容に該当したとき該当する場合は、乙は甲に対し3週間前に予告することにより、契約を解除できる。但し、正当な理由がある場合、この限りとしない。

(退去時の援助及び費用負担)

第19条 甲が事業所の住居を退去するときは、乙は退去後の甲の生活環境及び介護の継続性に配慮し、甲及び甲の家族に対し必要な援助を行うとともに、地域包括支援センター等への情報の提供、保健医療サービス機関と密接な連携に努める。

2 退去まで生活に要した費用等の実費は、甲の負担とする。

3 甲は、共同生活の場であった居室の損傷を原状回復する費用を負担する。但し、乙は修復に要する費用明

細書を提示し、甲又は甲の家族の同意を得るものとする。

(精算)

第20条 本契約が終了した場合に、乙が甲から既に受領した利用料や預かり金等がある場合、返還を要する部分について、乙は甲に当該利用料等を返還する。

(損害賠償)

第21条 乙は介護サービスの提供にあたり、甲の生命や身体並びに財産に損害を生じさせた場合には、甲に対し速やかに損害を賠償する。但し、損害の発生が不可抗力による場合は、乙は賠償の責を負わないものとし、甲の重大な過失による場合には、乙は賠償額を減ずることができる。

2 乙は、損害賠償保険会社の損害賠償保険に加入する。

3 甲の故意又は重大な過失により、居室や備品設備等に通常の保守管理の程度を超えた補修等が必要となった場合は、甲の負担とする。

(身元引受人)

第22条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることができる。但し、身元引受人をたてることが困難とする相当な理由がある場合は、別途協議するものとする。

2 乙は甲の心身の状況及び言動行動等に有意な変化があったときは、身元引受人に通知する。

3 身元引受人は、次の各号に規定する責任を負うものとする。

一 本契約から生じる費用の支払い。

二 甲が医療機関に入院する場合は、入院手続きへの対応。

三 契約が終了後、甲の退去に係る諸手続きや荷物等の搬出。

四 甲が死亡した場合の遺体及び遺品等の引き受け、その他必要な措置に関すること。

五 その他、乙の健全な運営に向け「重要事項説明書」に基づいて協力すること。

4 身元引受人は、原則として連帯保証人及び返還金受取人を兼ねるものとする。連帯保証人又は返還金受取人別に定める場合は、当該契約書表題部に記入することとする。

(連帯保証人)

第23条 甲又はその身元引受人が連帯保証人を定める場合、連帯保証人は身元引受人とともに本契約から生じる債務を履行するものとする。その場合の極度額は3箇月分の利用料を超えないものとする。

(秘密保護)

第24条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がある場合を除き、甲に対する介護サービスの提供に関わる知り得た甲及び甲の家族並びに身元引受人の秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の従業員が業務上知り得た甲及び甲の家族並びに身元引受人の秘密を退職後においても他に漏らすことのないように必要な措置を講ずる。

3 乙は、甲及び甲の家族並びに身元引受人の情報を第3者に提供する場合は、事前に文書で同意を得るものとする。

(苦情処理)

第25条 甲及び甲の家族並びに身元引受人は、提供された介護サービスに疑問や苦情がある場合は、乙の苦情処理窓口に問い合わせや苦情申し立てができる。

2 甲は、介護保険法令に従い、介護サービスに係る苦情を市町村及び国民健康保険団体連合会等の関係機関に苦情を申し立てることができる。

3 甲及び甲の家族並びに身元引受人が、苦情申し立て機関等に苦情申し立てを行った理由から、乙は甲に対するいかなる不利益待遇や差別待遇をしてはならない。

(サービスのチェック)

第26条 乙は、自治体オンブズマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しまない。

2 民間又は自治体のオンブズマンの発動が、甲又は甲の家族の申し入れによる場合であっても、乙は甲に対する差別的取扱いをしない。

(合意管轄)

第27条 本契約に関する紛争に関して、訴訟を提起するときは、秋田地方裁判所を第1審の合意裁判所とする。

(本契約に定めない事項)

第28条 本契約又は重要事項説明書、或いはその両方に定めがない事項について、疑義が生じた場合は介護保険法令及びその他法令の定めを遵守するとともに、甲及び乙又は身元引受人とで、円満な解決に向け協議するものとする。